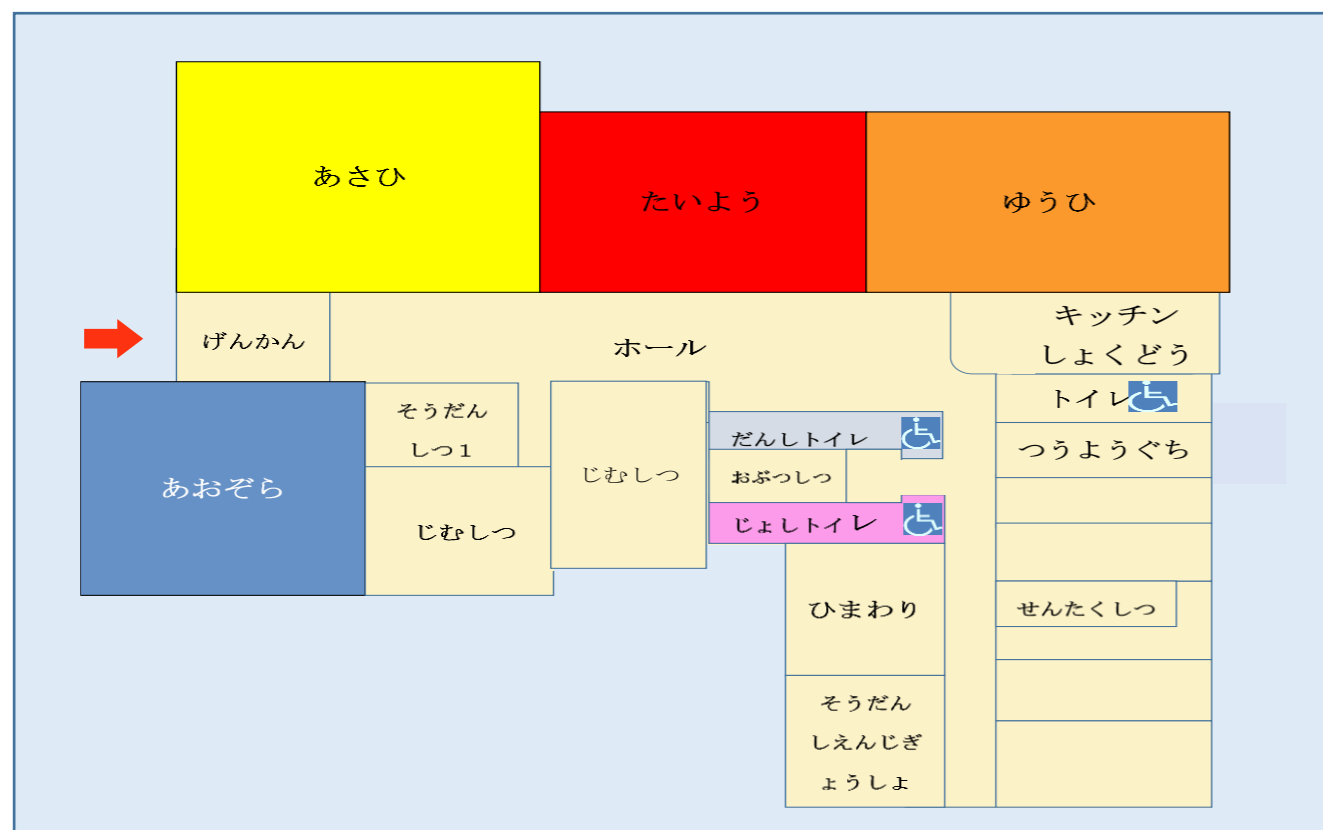


■ 地域生活支援センター 館内図



■ 交通アクセス・問い合わせ先



燕市障がい者地域生活支援センター
〒959-1265 (愛称：はばたき)
燕市道金1160番地

TEL：0256-66-5688
FAX：0256-66-5660
メール：sc_habataki@tbm-swc.jp
令和8年4月作成

社会福祉法人 燕市社会福祉協議会

燕市障がい者地域生活支援センター

愛称は「はばたき」です。
子どもから大人まで身近な存在として
地域に愛される場所をめざします。

本会は、平成20年4月に燕市が本施設を設置すると同時に指定管理者として指定を受け、障がいのある人等がそれぞれの目的に沿った利用方法で過ごせる「居場所」として管理運営を行っています。

◇対象：障がいのある人及びその家族
障がい福祉に関するボランティア活動を行っている人
障がい福祉関係者 等

◇営業日
月曜日～日曜日（12月29日～1月3日を除く）

◇開館時間
月曜日～土曜日・・・8：00～18：30
日曜日・祝 日・・・9：00～16：00

※燕市障がい者地域生活支援センターのなかには、3つの事業所（地域活動支援センター、相談支援事業所及び放課後等デイサービス事業所）があります。それぞれ営業日や営業時間が異なりますのでご注意ください。



■ 地域活動支援センター

各種講座や調理実習、作業体験など様々な活動メニューを提供しています。この活動や仲間との交流等を通して、地域でその人らしく自立した生活が送れるよう支援します。支援に係る費用は原則無料ですが、活動メニューの昼食会等は実費をいただきます。

「人とコミュニケーションをとるのが苦手」「朝起きれない」「生活リズムができていない」「作業所に通えるか、将来は就職したいけど心配」等、一人ひとりにいろいろな悩みがあると思います。まずは、外に出ることから緩やかに第一歩を始めませんか。

◇対象：障がい者（18歳未満の場合は要相談）

◇営業日：月曜日～金曜日
（土日及び祝日、12月29日～1月3日を除く）

◇利用時間：月曜日～金曜日・・・9：00～17：00

- ◇講座等 【活動メニュー例】
- 書道、ハンドセラピー、ヨガ … 無料
 - アロマセラピー、ハーブティー、茶話会 … 100～150円
- ◇作業体験（箱折り等）
- ◇生活訓練（調理実習 … 1食約300円）
- ◇季節の昼食会（七夕、ハロウィン、クリスマス、ひなまつり等 … 実費）



■ 相談支援事業所

相談支援専門員が、障がいのある人の相談に対応しています。障がい児・者、障がい種別は問いません。相談は無料です。相談内容に応じて様々なサービスの情報提供等を行い、地域で安心して暮らせるよう一緒に考え、必要な支援につなぐためのお手伝いをさせていただきます。

◇対象：障がい児及び障がい者

◇営業日：月曜日～金曜日
（土日及び祝日、12月29日～1月3日を除く）

◇利用時間：月曜日～金曜日・・・8：30～17：15

【主な相談支援業務】

◇一般相談

- ・福祉サービスの利用援助
- ・社会資源を活用するための支援
- ・社会生活力を高めるための支援
- ・ピアカウンセリング
- ・権利擁護のために必要な援助
- ・専門機関の紹介



◇計画相談

- ・個別支援計画等の作成
- ・福祉サービス事業所との連絡・調整
- ・障がい支援区分認定調査
- ・障がい福祉サービスの申請及び更新手続きの代行
- ・定期的なモニタリング

■ 放課後等デイサービス事業所

一人ひとりの特性や発達状況に合わせて個別支援計画を作成しています。楽しく遊び、学ぶことで、褒められ・認められ・大事にされる体験を積み重ね、自己肯定感を育てる支援をしています。集団遊びのなかでは、社会生活に必要なルールやスキルを学び、仲間と信頼関係を築くためのコミュニケーション能力を育てます。また、クッキングや買い物体験などの活動を通して自立に向けた経験をしたり、季節行事や余暇を楽しむことも大切にしています。

- ◇対象：就学している原則18歳未満の障害のある児童
- ◇利用定員：10人（1日当たり）
- ◇営業日：月曜日～金曜日及び第2、4土曜日
（祝日、8月13日～14日、12月29日～1月3日、
その他本会の会長が認めた日を除く）
- ◇サービス提供時間
授業終了後・・・14：30～18：00
学校休業日・・・10：00～16：30
※利用希望により8：00～10：00、及び16：30～18：00
（土曜日は17：30）まで対応可
希望される方は、お気軽にご相談ください。

■ 1日の流れ

【授業終了後】

- 14：30
- ・手洗い・うがい
- ・トイレ
- ・おやつ
- ・小集団活動
- ・個別課題
- ・自由活動
- ・保護者等お迎え
- 18：00 終了

【学校休業日】

- 10：00
- ・手洗い・うがい
- ・ティータイム
- ・朝の会
- ・ラジオ体操
- ・小集団活動・個別課題
- ・自由活動
- 12：00 昼食
- ・リラックスタイム
- ・自由活動
- 15：00 おやつ
- ・個別課題・自由活動
- ・保護者等お迎え
- 16：30 終了



指導訓練室



個別活動

■ 利用までの流れ

①見学・相談の予約

- ・希望の日程を電話等で相談のうえ、見学日を決定します。
- ・相談は、随時受け付けています。お気軽にご相談ください。

②来所

- ・希望されるお子さんと来所いただき、利用についてご希望などをお聞きします。

③通所受給者証の申請・交付

- ・通所受給者証をお持ちでないお子さんは、燕市へ申請し交付をお受けください。すでに通所受給者証をお持ちの場合は、④への流れがスムーズに進みます。

④契約・利用開始

- ・通所受給者証がお手元に届いたら、利用契約の手続き後、サービスの利用開始となります。

■ 利用料

世帯の状況	①生活保護受給世帯 市町村民税非課税世帯	②市町村民税課税世帯 (所得割28万円未満)	③市町村民税課税世帯 (所得割28万円以上)
負担上限月額	0円	4,600円	37,200円

その他：おやつ代や行事などの際の活動費として、実費負担をお願いする場合があります。

サービスの1ヶ月当たりの負担額は、サービス利用料金の1割と負担上限月額のいずれか小さい方となります。サービス利用料金の1割が負担上限月額を超える場合は、負担上限月額以上の負担は発生しません。

【参考】本事業所での1日当たりのサービス利用料金は、概ね授業終了後：8,110円、学校休業日：8,680円です。
例えば、上表②の世帯が1ヶ月に授業終了後を10日利用した場合の自己負担額は、8,110円×10日×1割＝8,110円となりますが、負担上限月額4,600円を超えるため、実質的には4,600円となります。